

《いじめ防止等のための基本方針》

萩市立萩西中学校いじめ対策委員会

1 いじめの防止等のための対策に関する基本的な方針

【基本理念】

いじめは、いじめを受けた生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせる恐れがある。したがって、本校では、いじめの未然防止といじめを認識した場合に適切な処置をとることを旨として、いじめの防止等のための対策を行う。

【いじめの定義】

この法律において「児童等」とは、学校に在籍する児童又は生徒をいう。

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

けんかやふざけ合いであっても、見えない所で被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、児童生徒の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断するものとする。

「いじり」と言われる行為について、いじめとの境界は不明瞭であるため、見えない所で被害が発生している可能性も十分に考慮する必要がある。そのため、「いじり」の背景にある事情の調査を行い、児童生徒の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断すること。

【学校及び職員の責務】

いじめが行われず、すべての生徒が安心して学習その他の活動に取り組むことができるように、保護者他関係者との連携を図りながら、学校全体でいじめの防止と早期発見に取り組むとともに、いじめが疑われる場合は、適切かつ迅速にこれに対処し、さらにその再発防止に努める。

2 いじめの防止等のための対策の基本となる事項

（1）いじめ防止等に関する措置

① いじめの防止等の対策のための組織の設置

いじめの防止等を実効的に行うため、次の機能を担う「萩西中学校いじめ防止対策委員会」を設置する。

< 構成員 >

校長、教頭、生徒指導主任、各学年主任、教育相談、特別支援コーディネーター、養護教諭、保健主任、萩市教育委員会担当指導主事、スクールカウンセラー、その他校長が必要と認めたる者

<活 動>

- ・いじめの早期発見に関すること（萩西ノート、アンケート調査、教育相談等）
- ・いじめ防止に関すること。
- ・いじめ事案に対する対応に関すること。その資質向上のための研修
- ・いじめが心身に及ぼす影響その他のいじめの問題に関する生徒の理解を深めること。

<開 催>

- ・週1回を定例会とし、いじめ事案発生時は緊急開催とする。（生徒指導部会と兼ねる）

② いじめの防止等のための対策に従事する人材の確保及び資質の向上

いじめの防止等のための対策に関する研修を年間計画に位置づけて実施し、いじめの防止等に関する職員の資質向上を図る。

（2）基本施策

① 未然防止（いじめの予防）

- （ア）本校の校訓をはじめ、教育目標および目指す生徒像・学校像を基盤として、いじめの防止に組織的に取り組む。
- （イ）生徒の豊かな情操と道徳心を培い、心の通う対人関係能力の素地を養うため、全ての教育活動を通じた道徳教育及び体験活動等の充実を図る。
- （ウ）保護者並びに地域住民その他の関係者との連携を図りつつ、いじめ防止に資する生徒が自主的に行う生徒会活動に対する支援を行う。
- （エ）いじめ防止の重要性に関する理解を深めるための啓発その他必要な措置として、人権に関する学級活動や参観日を実施する。
- （オ）インターネットを通じて行われる事案については、生徒及び保護者が、発信された情報の高度の流通性、発信者の匿名性、その他のインターネットを通じて送信される情報の特性を踏まえて、インターネットを通じて行われるいじめを防止し及び効果的に対処できるように、必要な啓発活動として、情報モラル研修会や啓發文書の配布等を行う。

② 早期発見（把握しにくいいじめへの対応）

（ア）いじめ調査等

いじめの早期発見のために、在籍する生徒に対し定期的なアンケートや調査を次のとおり実施する。

- ・毎日提出する「萩西ノート」から、生徒の心の様子を把握する。
- ・全校生徒に週一回「今週を振り返って」のアンケートを実施する。
- ・「萩西中学校いじめ0宣言」の活動を行う。
- ・「定期教育相談」を通じた生徒からの聞き取り調査を年3回（6月・10月・1月）行う。
- ・教育相談箱を保健室横に設置し、常時希望者には教育相談を行う。

（イ）いじめ相談体制

生徒及び保護者がいじめに係る相談を行うことができるよう次のとおり相談体制の整備を行う。

- ・スクールカウンセラーの活用
- ・公的ないじめ相談（常設教育相談窓口）の案内

(ウ) その他

- ・業間や昼休み等の生徒観察に努める。

③ 早期対応（現に起こっているいじめへの対応）

(ア) いじめに係る相談を受けた場合は、すみやかに事実の有無の確認を行う。

(イ) いじめの事実が確認された場合は、他の業務に優先して、即日、校内いじめ対策委員会に報告する。

(ウ) いじめをやめさせ、その再発を防止するため、いじめを受けた生徒・保護者に対する支援と、いじめを行った生徒への指導とその保護者への助言を継続的に行う。

(エ) 「いじめを受けた生徒が安心して教育を受けられるための必要がある」と認められるときは、保護者と連携を図りながら、一定期間、別室等において学習を行わせる措置を講ずる。

(オ) いじめの関係者間における争いを生じさせないよう、いじめの事案に係る情報を関係保護者と共有するための必要な措置を講ずる。

(カ) 犯罪行為として取り扱われるべきいじめについては、萩市教育委員会及び萩警察署等と連携して対処する。

④ 重大事態への対処（生命、心身又は財産に重大な被害が生じたいじめへの対応）

生命・心身又は財産に重大な被害が生じた疑いや、相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがある場合は、次の対処を行う。

(ア) 重大事態が発生した旨を、萩市教育委員会に速やかに報告する。

(イ) 教育委員会と協議の上、当該事案に対処する組織を設置する。

(ウ) 上記組織を中心として、事実関係を明確にするための調査を実施する。

(エ) 上記調査結果については、いじめを受けた児童・保護者に対し、事実関係その他の必要な情報を適切に提供する。

3 いじめの解消

「いじめに係わる行為の解消」と「心身の苦痛を感じていない」の2つの要件が少なくとも3ヶ月を目安として満たされていることを、本人および保護者の面談等から判断する。